災害名	地域	指定の期間
平成二十六年御嶽山の噴火による災害	長野県　木曽町 王滝村	平成二十六年九月二十七日から平成二十七年十二月十日まで
	岐阜県　高山市 中津川市 下呂市	
平成二十六年長野県北部地震による災害	長野県　小谷村	平成二十六年十一月二十二日から平成二十七年十二月十日まで

○経済産業省告示第百九十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第二百三十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年九月十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都　大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十七年十二月十日まで

○経済産業省告示第百九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
〇二二三〇一	平成二十七年九月一日	質量計第一類	株式会社守隨本店	株式会社守隨本店 愛知県名古屋市中川区福川町三丁目一番地

○国土交通省告示第九百九十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正する。

表四国運輸局愛媛運輸支局今治海事事務所の項中「愛媛県今治市片原町一―二」を「愛媛県今治市東門町四―三―十六」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十一月二十四日から適用する。

○国土交通省告示第九百九十六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　株式会社国際確認検査センター　大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号

(二)　変更する年月日　平成二十七年九月二十四日

(三)　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　東京本社　東京都中央区京橋二丁目八番七号

二(一)　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所　株式会社東京建築検査機構　東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

(二)　変更する年月日　平成二十七年九月二十八日

(三)　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　株式会社東京建築検査機構　東京都中央区日本橋富沢町十番十六号

○国土交通省告示第九百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大和田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成二十四年国土交通省告示第六百二十六号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県南牟婁郡紀宝町浅里

字大和田　三六〇番三　一号
六九〇番　二号
四二一番一　三号
三五八番四　四号

○国土交通省告示第九百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和三十九年建設省告示第十号で指定した小向川に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十九年建設省告示第十号で指定した小向川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県熊野市二木島町
字引上　四二七番一　一号
四二九番一　地先道路敷　二号
四三〇番一　地先道路敷　三号及び四号
四三〇番二　地先水路敷　五号及び六号
四三四番　七号及び八号

○環境省告示第百八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十一日

環境大臣　望月　義夫

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　日本シーガテック株式会社

ロ　住所　東京都港区芝浦三丁目十三番三号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　長手　裕

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所　京都府福知山市長田野町三丁目十七番

三　無害化処理の用に供する施設の種類　廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日　平成二十七年八月十二日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　京都府環境部循環型社会推進課

ニ　福知山市役所市民人権環境部環境政策室

ホ　福知山市立六人部地域公民館